

(様式第2号)

西淀川区マスコットキャラクター(デザイン)使用承認通知書

大 西 政 第 号
令 和 年 月 日

様

大阪市西淀川区長

令和 年 月 日付けで申請のありました西淀川区マスコットキャラクターの使用について、下記の条件を付して承認します。

使用目的 (事業)	
使用形態	
使用期間	

[注意事項]

- (1) 定められた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。ただし、区長が特に認めた場合は、マスコットのイメージを崩さない範囲で変形し、又は他の図案、文字等を組み合わせて使用することができる。
- (2) マスコットのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 承認された用途にのみ使用し、区長の指示する条件に従うこと。
- (4) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (5) マスコットに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。
- (6) マスコットの直下又は直近に「西淀川区マスコットキャラクター に～よん」と明記すること。